

基本セット

優々セット

加入できる方



優々セット



○組合員本人、配偶者、家族*がそれぞれご加入いただけます。※家族の範囲はP9(注1)をご覧ください。

○優々セットは、ケガ・賠償責任、弁護士費用のみの補償となります。

病気への備えには追加オプション **医療ワイドかんべき** **五大疾病** **抗ガン剤治療** にご加入ください。

基本セットの
おすすめ
ポイント!



地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも対象!



ケガによる入院・通院は初日から対象!



日常生活賠償については、国内事故の示談交渉サービスつき!



(受託物賠償責任に示談交渉サービスはありません。)

日常生活における偶然な事故による被害の法律相談や弁護士費用も対象!



熱中症による死亡・後遺障害^(※1)・入院・手術・通院も対象!



食中毒による死亡^(※2)・後遺障害^(※1)・入院・手術・通院も対象!



(※1)後遺障害については別冊P1、別冊P20をご確認ください。(※2)死亡については、特定の時間帯・場所に限ります。別冊P18をご確認ください。

シニア世代は特に注意! このような場合にお役に立ちます。

「自転車による賠償事故」「転倒等によるケガ」「熱中症」など

全国で自転車保険への加入を義務化する自治体が増えてます。

[優々セット 2型にご加入の場合]

自転車による事故例

歩道を自転車で走行中、よそ見をしていたため、歩行者と衝突。歩行者を転倒させて大ケガをさせたケース。



相手からの賠償請求金額

- ◎治療費等 300万円
- ◎休業損害 80万円
- ◎傷害慰謝料 100万円
- ◎後遺傷害慰謝料 300万円
- ◎逸失利益 1,100万円

賠償請求
1,880万円!



お支払いする保険金

相手への賠償金(日常生活賠償保険金) = 計 1,880万円

転落によるケガの例

夜、トイレに行き階段を踏み外して大腿骨を骨折。入院中の手術により歩行できるまで回復したが後遺障害が残った。



◎入院:60日 ◎通院:30日 ◎後遺障害:10等級
お支払いする保険金

入院保険金	5,000円×60日	=	300,000円
通院保険金	3,000円×30日	=	90,000円
手術保険金		=	50,000円
後遺障害保険金		=	500,000円
			計 940,000円



日常生活賠償については示談交渉サービスつき(国内事故のみ)です! 相手方との示談交渉も保険会社にお任せできるので安心です。受託物賠償責任については示談交渉サービスなしです!



○賠償責任・弁護士費用の被保険者の範囲は、被保険者本人のほか、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子が対象となります。詳細はP31をご参照ください。

下記の内容は商品の概要です。詳細は別冊P1以降の「あらし」をご参照ください。

補償内容	このようなときに補償されます	NEW						
		ライト型 保険金額	1型 保険金額	2型 保険金額	3型 保険金額	4型 保険金額	5型 保険金額	
改定 死亡(ケガ)	ケガで死亡したとき 天災危険・熱中症危険・食中毒補償	500万円						
後遺障害(ケガ)	ケガで後遺障害が残ったとき 天災危険・熱中症危険・食中毒・特定感染症危険補償	後遺障害の程度に応じて 10~500万円						
入院(ケガ)	ケガで入院したとき 120日以内/120日限度 初日から補償	1日につき 3,000円	1日につき 3,500円	1日につき 5,000円	1日につき 7,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円	
手術(ケガ)	ケガで事故の日から120日以内に手術を受けたとき 天災危険・熱中症危険・食中毒補償	入院中	30,000円	35,000円	50,000円	70,000円	100,000円	150,000円
		入院外	15,000円	17,500円	25,000円	35,000円	50,000円	75,000円
改定 通院(ケガ)	ケガで通院したとき 180日以内/90日限度 初日から補償	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円	1日につき 8,000円	
賠償責任	日常生活賠償	国内事故の示談交渉サービスつき 1回の事故につき 3億円限度(自己負担額なし)						
日常生活で他人をケガさせたり、他人の物を壊したこと等により法律上の賠償責任を負われた場合	受託物賠償責任	示談交渉サービスなし 保険期間を通じて 30万円限度(自己負担額:1事故5,000円)						
弁護士費用	弁護士費用	1事故につき被保険者1名ごと 300万円限度(自己負担額なし)						
日常生活における偶然な事故による被害の法律相談費用や損害賠償請求のための弁護士費用を負担された場合	法律相談費用	1事故につき被保険者1名ごと 10万円限度(自己負担額なし)						

月額保険料表 (全年令共通)

800円	970円	1,210円	1,460円	1,940円	2,510円
------	------	--------	--------	--------	--------

○ケガの補償について

- ①事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害・通院(90日限度)、120日以内の入院(120日限度)・手術が補償対象となります。
- ②海外でのケガも補償対象です。
- ③地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償対象となります。
- ④熱中症による死亡・後遺障害・入院・手術・通院が補償対象となります。
- ⑤食中毒による死亡・後遺障害・入院・手術・通院が補償対象となります。(死亡については、特定の時間帯・場所に限ります。別冊P18参照)
- ⑥特定感染症による後遺障害・入院・通院が補償対象となります。(死亡・手術は対象となりません。)
- ⑦以下の手術(診療行為)は対象外です。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術等

○日常生活賠償の補償について

海外での賠償事故も補償対象です。ただし電車等の運行不能についての賠償責任は国内のみの補償です。(示談交渉サービスは国内事故のみ)

○受託物賠償責任の補償について

海外での賠償事故も補償対象です。ただし日本国内で預かった受託物を住宅内保管中または住宅外で一時的に管理中の賠償事故が対象です。

○弁護士費用の補償について

日本国内での日常生活における偶然な事故による被害が発生した場合の損害賠償請求のための弁護士費用や法律相談費用を負担された場合

日常生活賠償特約に関するご注意

住宅の所有・使用・管理に起因する事故で補償される住宅は、優々セットへご加入される本人の居住の用に供される住宅に限らず、被保険者の居住の用に供される住宅となります。
※優々セットへご加入される方と別居の未婚の子(学生等)が居住する住宅も補償の対象となります。

医療ワイドかんべき

五大疾病

抗ガン剤治療

医療ワイド

の補償内容詳細は下記ページをご覧ください。



補償の対象となる方が
69才以下の場合

P13~16,19



補償の対象となる方が
70才以上の場合

P17,18,20